

奈良市公報

第157号

令和7年12月1日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月	日	番号	件名	主管
11	4	485	奈良市営住宅等定期入居者の募集	住宅課
11	4	486	令和7年奈良市告示第432号（予防接種の実施）の一部改正	健康増進課
11	5	487	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止	介護福祉課
11	5	488	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止	介護福祉課
11	6	489	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
11	7	490	介護保険法の規定による指定介護予防支援事業者の指定	介護福祉課
11	7	491	介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者等の指定	介護福祉課
11	7	492	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	介護福祉課
11	11	493	なら工芸館の臨時休館	産業政策課
11	11	494	奈良市公報号外第27号に掲載	DX推進課
11	12	495	放置自転車等の保管	環境政策課
11	12	496	放置自転車等の保管	環境政策課
11	12	497	放置自転車等の保管	環境政策課
11	12	498	放置自転車等の保管	環境政策課
11	12	499	放置自転車等の処分	環境政策課
11	13	500	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
11	13	501	平成20年奈良市告示第202号（後期高齢者医療制度に係る本人確認事務事項取扱について）の一部改正	福祉医療課

訓 令 甲

月	日	番号	件名	主管
11	4	7	奈良市公報号外第27号に掲載	総合政策課

公 営 企 業

月	日	番号	件名	主管
11	4	64	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
11	4	65	入札参加資格審査の申請の期間の指定	企業総務課

令和7年12月1日
(月曜日)

奈良市公報

第157号

農業委員会

月	日	番号	件名
11	7	11	農業委員会総会の招集

告

示

奈良市告示第 485 号

奈良市営住宅等定期募集の入居者を次のとおり募集する。

令和 7 年 11 月 4 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 募集戸数

別紙のとおり

2 申込手続

(1) 入居申込書配布期間及び配布場所

令和 7 年 11 月 4 日 (火) から令和 7 年 11 月 18 日 (火) までの間、奈良市営住宅管理センター・各出張所・行政センター・市民サービスセンターで配布

(2) 入居申込受付期間

令和 7 年 11 月 4 日 (火) 9 時から令和 7 年 11 月 18 日 (火) 17 時まで

(3) 申込方法

ア 入居申込書に必要事項を記入し、郵送 (必着)、奈良市営住宅管理センター窓口へ持参又は奈良市営住宅管理センターホームページから申込み

イ 申込みは、1 世帯 1 通に限る。1 世帯が 2 通以上又は重複若しくは随時募集と同時に申込みをした場合は、無効となる。

(4) 申込資格

ア 市営住宅 一般向 (ア) から (ウ) までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から 3 箇月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。以下同じ。) があること。単身者の申込みは、次の a から j までのいずれかに該当する者に限り可能であるが、住宅に限られる。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

a 60 歳以上の者

b 身体障がいのある者 (障がいの程度が、身体障害者福祉法施行規則 (昭和 25 年厚生省令第 15 号) 別表第 5 号の 1 級から 4 級まで)

c 精神障がいのある者 (障がいの程度が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 (昭和 25 年政令第 155 号) 第 6 条第 3 項に規定する 1 級から 3 級まで)

d 知的障がいのある者 (障がいの程度が c に相当)

e 戦傷病者で、その障がいの程度が、恩給法 (大正 12 年法律第 48 号) に規定する特別項症から第 6 項症まで又は第 1 款症の者

f 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている者

g 生活保護を受けている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を受けている者

h 海外からの引揚者で引き揚げた日から 5 年を経過していない者

i ハンセン病療養所入所者等

j 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成 13 年法律第 31 号) の規定による一時保護、女性自立支援施設における保護、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) の規定による母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者、裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していない者、女性相談支援センター等による配偶者からの暴力の保護に関する証明書 (配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携して DV 被害者支援を行っている民間支援団体等が発行した配偶者からの暴力の被害を受けている旨を証明する書類を含む。) が発行されている者

(イ) 奈良市営住宅条例 (昭和 61 年奈良市条例第 14 号) に定められた収入基準 (基準月収額) 以下であること。

(ウ) 奈良市内に住所又は勤務場所を有する者で、かつ、住宅に困窮していること。

(エ) 奈良市内の市営住宅等に以前入居又は同居していた者は、家賃等の滞納及び家賃相当損害金等が未納でないこと、また、不正の行為による入居等、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）や奈良市営住宅条例等に違反したことがないこと。

(オ) 現在、市営住宅等に入居又は同居していないこと。ただし、家賃等の滞納がなく、同居している者が婚姻のため、新たに市営住宅等に入居を希望する場合は除く。（奈良市営住宅管理センターに届出なく市営住宅等に居住している場合は、上記(エ)の不正の行為に該当する。）

イ コミュニティ住宅 一般向 (ア)から(ウ)までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) 奈良市コミュニティ住宅条例（平成 4 年奈良市条例第 15 号）に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。

(ウ) ア(ア)から(イ)までの条件を満たすこと。

ウ 市営住宅 子育て世帯向 (ア)及び(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(ウ)までの条件を満たすこと。

エ コミュニティ住宅 子育て世帯向 (ア)から(ウ)までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) 奈良市コミュニティ住宅条例に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。

(ウ) ア(ウ)から(イ)までの条件を満たすこと。

オ 市営住宅 母子・父子世帯向 (ア)・(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から 3 箇月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。）のない者であること。また、現に同居し、又は同居しようとする者（子に限る。）があり、かつ、そのいずれかが 20 歳未満であること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、今回入居申込みする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(ウ)までの条件を満たすこと。

カ コミュニティ住宅 母子・父子世帯向 (ア)・(イ)・(ウ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から 3 箇月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。）のない者であること。また、現に同居し、又は同居しようとする者（子に限る。）があり、かつ、そのいずれかが 20 歳未満であること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、今回入居申込みする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) 奈良市コミュニティ住宅条例に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。

(ウ) ア(ウ)から(イ)までの条件を満たすこと。

3 公開抽選と入居決定

(1) 抽選は公開で、別紙の日程で行う。

(2) 入居申込書の受付番号をもって抽選番号とする。

(3) 抽選により入居予定者及び補欠入居予定者を選考する。

ア 補欠入居予定者は、その回の募集についてのみ有効とする。

イ 落選した者への通知は行わない。

(4) 入居予定者に選考された者の提出書類

ア 住民票（市町村発行。提出日の 3 箇月以内に発行されたもの。）

家族全員、続柄記載のもの。現在、別の場所に居住している親族（婚姻予定者を含む。）が同居する場合は、双方の住民票が必要である。

※ただし、現在奈良市内に居住している者については住民票の提出は不要。

イ 所得に関する証明書（提出日の 3 箇月以内に発行されたもの。）

入居予定者及び同居予定者全員分の所得に関する証明書が必要である。

(ア) 生活保護受給者以外の者

a 市県民税課税（又は非課税）証明書（所得額、扶養人数、控除額記載）（全員）

入居予定者及び同居予定者全員分の最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書（市区町村発行）が必要である。

※ただし、基準日（令和 7 年 1 月 1 日）時点において奈良市内に住民票登録していた者の提出は不要。基準日時点で奈良市に転入していない者は、転入前又は現在住民登録をしている市区町村で発行される最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書が必要である。

b 雇用契約書及び給与明細の写し（最近就職又は転職した者のみ）

最近就職した者については上記 a のほか、雇用契約書及び給与明細の写しの提出が必要である。

c 退職証明書（勤務先発行）又は離職票（最近退職又は転職した者のみ）

令和 6 年 1 月 1 日以降に退職した者については上記 a、転職した者については上記 a 及び b のほか、退職証明書又は離職票が必要である。

d 収支明細書（最近事業を始めた者のみ）

最近事業を始めた者については上記 a のほか、収支明細書の提出が必要である。

(イ) 生活保護受給者

生活保護受給証明書（市町村発行）

ウ 個人番号提供書（該当者のみ）

入居予定者又は同居予定者が奈良市外に居住しており、奈良市において住民情報及び所得の状況を調査することと同意する場合、個人番号提供書が必要である。

エ 賃貸借契約書の写し

現在居住している住宅の家賃額と契約者名がわかる書類が必要である。現在、入居予定者及び同居予定者以外の親族等が所有する住宅に居住している場合は、所有者が入居予定者及び同居予定者以外の親族等であること及び家屋の所在地番（現住宅と一致すること）が分かる書類が必要である。

オ 現住所付近の略図及び現住居の間取り図

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、双方の略図及び間取り図が必要である。

カ 戸籍謄本（該当者のみ。提出日の 3 箇月以内に発行されたもの。）

配偶者等がないことを確認するために必要である。入居予定者と別の世帯で住民票を届出している場合は、親族関係を確認するために必要である。（住民票上同一世帯の場合を除く。）

キ 同居承諾書（該当者のみ）

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、同居承諾書が必要である。（様式は問わないが、双方の自らの署名が必要である。）

ク 身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は精神科の医師等からの診断書等の写し（該当者のみ）

身体障害者、戦傷病者、重度若しくは中度の知的障害者又はこれと同程度の精神的欠落を有していると判定された者であることを証明する書類が必要である。

ケ 婚姻予約証明書（該当者のみ）

婚姻予定者（募集月の翌月から 3 箇月以内に結婚する者）は婚姻予約証明書に必要事項を記入し、自ら署名の上、提出する。

コ 奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等（該当者のみ）

奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱（令和 5 年奈良市告示第 384 号）に基づき、パートナーシップの宣誓等を行い、パートナーシップ宣誓登録簿に登録されている者は、その事実が確認できる証明書又は証明カードを提示し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓登録状況の照会に関する同意書に必要事項を記入し、署名の上、提出する。

サ 在職証明書（該当者のみ。提出日の約 2 週間以内に発行されたもの。）

入居予定者が奈良市以外に居住している場合は、奈良市に勤務場所（常勤）があることを確認するため必要である。

シ その他の書類

必要に応じ、上記以外の書類等を求めることがある。

(5) 入居資格審査

ア 入居予定者が提出した書類により、入居資格審査を行う。なお、この審査により入居資格がないことが判明した場合は、失格になり、補欠番号順に補欠入居予定者から入居予定者を選考する。

イ 入居資格審査に係る書類が期間内に提出されない場合、失格とする。

(6) 入居決定

ア 入居予定者について実態調査を行った上、入居者を決定する。なお、実態調査の結果と入居申込書及び提出書類の内容が事実と相違していた場合は失格とする。

イ 入居者は、指定入居日までに住宅敷金（本来家賃の3箇月分）、駐車場敷金（駐車場使用料の3箇月分。駐車場使用申込者のみ）、入居申込手数料、入居月の家賃及び共益費（該当する住宅のみ）並びに駐車場使用料（駐車場使用申込者のみ）を納付する。

ウ 入居者は、入居者及び連帯保証人の実印を押印した請書等を提出する。提出がない場合は、入居を延期し、又は入居決定を取り消す場合がある。

4 その他

(1) 入居申込書及び提出書類は返却しない。

(2) 集合住宅については、家賃とは別に月々共益費等の負担が必要である。

別紙省略

(令和7年11月4日揭示済)

奈良市告示第486号

令和7年奈良市告示第432号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

令和7年11月4日

奈良市長 仲 川 元 庸

別紙の表中

「	さくらこどもクリニック	三条添川町1-20	35-5155	○		」を
「	さくらこどもクリニック	三条添川町1-20	35-5155	○	○	」に

改める。

(令和7年11月4日揭示済)

奈良市告示第487号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を廃止したので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により公示する。

令和7年11月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和7年10月31日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970107385	(介護予防) 短期入所生活介護	社会福祉法人協同福祉会	奈良県大和郡山市宮堂町字青木160番7	あすならハイツ恋の窪ショートステイ	奈良市恋の窪一丁目2番2号

(令和 7 年 11 月 5 日揭示済)

奈良市告示第 488 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業者を廃止したので、同法第 78 条第 2 号の規定により公示する。

令和 7 年 11 月 5 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和 7 年 10 月 31 日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970103210	通所介護	株式会社ウェルハート	奈良市三松三丁目 4 番 6 号	デイサービスセンター聚楽苑	奈良市三松三丁目 4 番 6 号

(令和 7 年 11 月 5 日揭示済)

奈良市告示第 489 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 7 年 11 月 6 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和 7 年 1 月 31 日 奈良市指令整開 第 24A-36 号

令和 7 年 8 月 19 日 奈良市指令整開 第 24A-36-1 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和 7 年 11 月 6 日 第 1961 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市三碓町 2232 番 2 の一部、2240 番 1 の一部及び 2400 番 2 の一部（2 工区）

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西大寺国見町一丁目 4 番 1-1 号

大和ハウス工業株式会社 奈良支店 支店長 大矢 卓司

(令和 7 年 11 月 6 日揭示済)

奈良市告示第 490 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 58 条第 1 項の規定により、指定介護予防支援事業者を指定したので、同法第 115 条の 30 第 1 号の規定により公示する。

令和 7 年 11 月 7 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和 7 年 11 月 1 日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970100687	介護予防支援	医療法人北寿会	奈良市中登美ヶ丘 四丁目 3 番	アップル学園前在宅介護支援センター	奈良市中登美ヶ丘 四丁目 3 番

(令和 7 年 11 月 7 日揭示済)

奈良市告示第 491 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 42 条の 2 第 1 項及び第 54 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サ

一バス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号及び第115条の20第1号の規定により公示する。

令和7年11月7日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和7年11月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2990190296	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	社会福祉法人協同福祉会	奈良県大和郡山市宮堂町字青木 160番7	あすならハイツ恋の窪多機能型ケアホーム	奈良市恋の窪一丁目2番2号

(令和7年11月7日揭示済)

奈良市告示第492号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号の規定により公示する。

令和7年11月7日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和7年11月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970191264	通所介護	株式会社福優	京都府木津川市木津殿城90番地6	デイサービスセンター福楽苑	奈良市三松三丁目4番6号

(令和7年11月7日揭示済)

奈良市告示第493号

なら工芸館について、なら工芸館条例（平成12年奈良市条例第32号）第3条の4第2項の規定に基づき、令和7年11月27日に臨時休館することを承認したので、告示する。

令和7年11月11日

奈良市長 仲 川 元 庸
(令和7年11月11日揭示済)

奈良市告示第495号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和7年11月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和7年10月16日

3 移動対象区域

JR 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する

市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円
原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和 7 年 11 月 12 日揭示済）

奈良市告示第 496 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 11 月 12 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 7 年 10 月 21 日

3 移動対象区域

JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円
原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和 7 年 11 月 12 日揭示済）

奈良市告示第 497 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 11 月 12 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 移動年月日
令和 7 年 10 月 30 日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺及び JR 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）
- 5 引取期間
移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前 9 時から午後 4 時 30 分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。
 - ア 移動費 自転車 2,000 円
原動機付自転車 4,000 円
 - イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和 7 年 11 月 12 日揭示済）

奈良市告示第 498 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。
令和 7 年 11 月 12 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
令和 7 年 11 月 4 日
- 3 移動対象区域
JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）
- 5 引取期間
移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前 9 時から午後 4 時 30 分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。
 - ア 移動費 自転車 2,000 円
原動機付自転車 4,000 円
 - イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和 7 年 11 月 12 日揭示済）

奈良市告示第 499 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 10 条第 3 項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和 59 年奈良市規則第 35 号）第 5 条の規定により告示する。

令和 7 年 11 月 12 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 処分の根拠

移動日から 60 日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

3 処分年月日

令和 7 年 11 月 26 日

4 処分対象自転車等の移動年月日

令和 6 年 11 月 5 日、同月 13 日、同月 20 日及び同月 28 日

令和 6 年 12 月 5 日、同月 12 日、同月 16 日及び同月 23 日

令和 7 年 1 月 8 日、同月 16 日、同月 22 日及び同月 29 日

令和 7 年 2 月 12 日、同月 19 日及び同月 26 日

(令和 7 年 11 月 12 日揭示済)

奈良市告示第 500 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 7 年 11 月 13 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和 7 年 8 月 8 日 奈良市指令整開 第 25A-10 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和 7 年 11 月 13 日 第 1962 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市山町 148 番 1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市田部町 223 番地 2 サンリット雅 I-101 号室

絹谷 祥宏

奈良市山町 57 番地

絹谷 沙恵子

(令和 7 年 11 月 13 日揭示済)

奈良市告示第 501 号

平成 20 年奈良市告示第 202 号（後期高齢者医療に係る本人確認事務取扱について）の一部を次のように改正し、令和 7 年 12 月 2 日から施行する。

令和 7 年 11 月 13 日

奈良市長 仲 川 元 庸

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

本人の場合
① 以下 1 点のみ

- ・マイナンバーカード（有効期限内のもの）
- ・運転免許証（有効期限内のもの）又は運転経歴証明書
- ・日本国パスポート（有効期限内のもの）
- ・特別永住者証明書又は在留カード（有効期限内のもの）
- ・身体障害者手帳（現住所が記載されているもの）
- ・療育手帳（現住所が記載されているもの）
- ・精神障害者保健福祉手帳（現住所が記載されているもので、「顔写真」が貼付されているもの）
- ・その他（官公署等発行の証明書で、「顔写真」が貼付されているもの）

② 以下2点以上

- ・介護保険被保険者証
- ・各種年金証書
- ・ななまるカード（老春手帳）
- ・住民票
- ・戸籍謄本
- ・後期高齢者医療資格確認書
- ・精神障害者保健福祉手帳（「顔写真」の貼付が無い場合）
- ・キャッシュカード又は預貯金通帳
- ・クレジットカード
- ・特定疾患医療受給者証（有効期限内のもの）
- ・被爆者健康手帳（現住所が記載されているもの）

代理人の場合

◎ 本人の委任状がある場合

- ・委任状及び代理人の本人確認書類

◎ 本人の委任状がない場合

- ・本人の場合の条件を満たし、かつ代理人の本人確認書類

① 以下1点のみ

- ・マイナンバーカード（有効期限内のもの）
- ・運転免許証（有効期限内のもの）又は運転経歴証明書
- ・日本国パスポート（有効期限内のもの）
- ・特別永住者証明書又は在留カード（有効期限内のもの）
- ・身体障害者手帳（現住所が記載されているもの）
- ・療育手帳（現住所が記載されているもの）
- ・精神障害者保健福祉手帳（現住所が記載されているもので、「顔写真」が貼付されているもの）
- ・その他（官公署等発行の証明書で、「顔写真」が貼付されているもの）

② 以下2点以上

- ・介護保険被保険者証
- ・各種年金証書
- ・ななまるカード（老春手帳）
- ・住民票
- ・戸籍謄本
- ・各種健康保険資格確認書（有効期限内のもの）
- ・精神障害者保健福祉手帳（「顔写真」の貼付が無い場合）
- ・キャッシュカード又は預貯金通帳
- ・クレジットカード
- ・特定疾患医療受給者証（有効期限内のもの）
- ・被爆者健康手帳（現住所が記載されているもの）

(令和 7 年 11 月 13 日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第 64 号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和 7 年 11 月 4 日から 2 週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 11 月 4 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和 7 年 11 月 18 日

下水を排除及び下水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
大安寺四丁目 1006-1 他	①	分流	大和郡山市額田部南町 160 奈良県浄化センター
三碓町 2232-2 他	②	分流	
東九条町 484-1 の一部他	③	分流	
古市町 271-1 の一部	④	分流	
中山町 1735 の一部	⑤	分流	
秋篠町 865-5 他	⑥	分流	
中山町 1732 他	⑦	分流	
若葉台一丁目 30-12 他	⑧	分流	
秋篠新町 251 他	⑨	分流	
中山町 95-2	⑩	分流	
白毫寺町 973	⑪	分流	

位置図省略

(令和 7 年 11 月 4 日揭示済)

奈良市企業局告示第 65 号

奈良市企業局建設工事等入札参加の資格等に関する要領（令和 5 年奈良市企業局告示第 67 号）第 3 条第 2 項の規定により、入札参加資格審査の申請の期間を定めたので、次のとおり告示する。

令和 7 年 11 月 4 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

定期申請及び追加申請の期間

令和 7 年 11 月 6 日から令和 8 年 1 月 31 日まで

(令和 7 年 11 月 4 日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第 11 号

奈良市農業委員会令和 7 年 11 月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和 32 年奈良市農業委員会告示第 3 号）第 2 条第 1 項の規定により告示します。

令和 7 年 11 月 7 日

奈良市農業委員長 巽 一 孝

1 日時

令和7年11月14日(金)午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟6階 602会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づく農用地利用集積等促進計画について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (5) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第13条の規定による生産緑地の取得のあつせん結果について
- (6) 知事許可について

(令和7年11月7日揭示済)